

旅費申請書等の提出の際の留意点について

2019年5月18日改訂版

1. 会員外の人が事業に参加しないために

事業に参加してもらうとき、必ず会員かどうか確認する。

・非会員には支給しない。

2. 提出期限

- 【変更】1) 旅費申請書と事業報告書や議事録は **10日以内**にメール添付かFAXで県営事務局に提出すること。
 2) 交通費の領収書等が必要な場合は **1週間以内**にメール添付かFAXで県営事務局に提出すること。
 3) 領収書が不要な交通費について、場合により確認のため提出依頼することがある。

【交通費の領収書等の提出の要・不要について】 **【改定】※片道2キロ以上の場合、申請できる**

交通手段	支給について	要・不要
1) 鉄道費		
・新幹線・特急・急行	実費額を支給（グリーン代金含まない・県内はW切符のみ）	不要
・普通列車	実費額を支給	不要
(2) 車賃		
・自家用車（運転）	1kmにつき20円を支給 【改定】（往復走行距離の1キロ未満端数は四捨五入）	不要
・バス・高速バス	実費額を支給 【改定】（2キロ未満は申請不可）	不要
・タクシー等	実費額を支給（やむを得ない事情がある場合に限る）	要
(3) 高速道路料金	実費額を支給	不要
(4) 船賃	実費額を支給 *下の【参考】を参照のこと	不要
(5) 航空機	実費額を支給（エコノミー代金を支給）	要
(6) 宿泊費	実費額を支給（1泊10,000円税抜を上限とする）	要
(7) その他	実費額を支給	要

1) 鉄道費：W切符：2枚つづりの回数券。1人での往復利用はもちろん、2人で片道だけの利用もできる。有効期間は1ヶ月

「新幹線W切符」発売期間はH27.3.14～通年。（例）新潟⇄長岡：4,200円 新潟⇄蒲江：6,600円

「しらゆきW切符」発売期間はH27.3.14～通年。（例）新潟⇄柏崎：4,000円 新潟⇄直江津・新井：6,080円

【参考】佐渡汽船旅客運賃（H29.7.1～9.30） 季節ごとに金額が変わるので、各自ご確認のこと。

名 称	発売額 (両津⇄新潟)	有効期 間	名 称	一般旅客運賃 (新潟⇄両津)
島民島発ジェットフォイル（往復きっぷ）	5,450円	7日間	ジェットフォイル	12,520円（片道6,260円+6,260円） 往復きっぷ：11,300円
島民ジェット&島民フェリーきっぷ	2,860円 +1,330円	7日間	ジェットフォイル &フェリーきっぷ	往復で8,510円 (6,260円 + 2,250円：フェリー)
島民島発カーフェリー 往復きっぷ	2,540円	7日間	フェリーきっぷ	往復で4,500円 (片道2,250円+2,250円)

◎ 船賃は下級の運賃を支給（佐渡航路の場合は2等の旅客運賃）

・佐渡の会員は原則、「佐渡往復割引切符」を利用すること。

* 離島のため、佐渡の会員が両津港の駐車場を利用した場合1,000円を上限に支給する。領収書を必ず提出する

3. 【旅費申請書】に記載すること

- 移動区間：町名または施設名を必ず記入する。
- 交通手段：複数の場合は利用した公共機関の合計金額を記入する。
- 日当（500円）は4時間以上の事業または会務に従事した場合に支給する。従事した時間は、事業の場合は受付開始から終了時間、会務は開催時間とする。日当の申請をする場合には担当者が記載。

【変更】4) すべての総合計金額を担当者が記入する。（金額の記入がないと支給しない）

その他

- 公益社団法人新潟県栄養士会の運営のため、出張等に必要な交通費、宿泊費等は、「旅費等に関する規程」に基づき支給される。
- 旅費は支部開催の会議や研修については、年1回翌年度4月に支給。その他は3ヶ月ごとに年4回（7月・10月・1月・4月）、会員本人名義の指定口座に支給。
 原則、振込明細については各自、通帳で確認すること。必要な場合は事務局まで申し出ること。